

大和市告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により市道の路線を次のとおり変更し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を変更し、及び同条第2項の規定により平成28年1月31日から供用を開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成28年1月31日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	重要な 経過地
	新					
下和田84号	旧	下和田字上ノ松 10番4	下和田字上ノ松 10番4	4.00 ～4.42	42.44	
	新	下和田字上ノ松 5番4	下和田字上ノ松 10番4	4.00 ～5.00	78.89	
下福田107号	旧	福田字甲六ノ区 1424番1	福田字甲六ノ区 1424番1	4.00	5.99	
	新	福田字甲六ノ区 1419番1	福田字甲六ノ区 1424番1	4.00 ～4.24	71.75	